

子どもの豊かな育ちを支えるためのアピール

本年4月、「こども基本法」が施行されるとともに、「こども家庭庁」が創設されました。6月には「こども未来戦略方針」が閣議決定し、近く「こども大綱」が策定されるなど、「こどもまんなか社会」をめざす取り組みが政府全体で強力に推進されており、保育現場や子ども・子育て家庭をめぐる状況は大きな転換期を迎えています。

令和6年度には改正児童福祉法が施行され、保育所・認定こども園等が地域の子ども・子育て家庭にとって身近な相談先としてその役割を果たすことが期待されるなど、保育所・認定こども園等や保育士・保育教諭等が持つ専門性への期待は、これまで以上に高まっています。

私たちは、すべての子どもの命を守り、豊かな育ちを支えるために、保育の専門職組織の一員として、自らの人間性と専門性の向上に努めています。

昨年末より相次いで明らかとなった保育所・認定こども園等における不適切保育あるいは虐待は子どもの権利を侵害するものであり、決してあってはならないことです。子どもが安心して過ごし、成長できる環境を保障する専門職であることを改めて認識する必要があります。

子どもや保護者に日々寄り添う保育士・保育教諭等には、今後、「地域共生社会」やSDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて、他の専門機関とも連携した取り組みが求められます。そして、子どもの数が減少し、人口減少社会が本格化するなど、社会環境が大きく変化するとともに、子ども虐待や貧困等の問題が深刻化するなかで、その役割はますます重要になります。

さらに、全国保育士会では大規模災害での被災等、困難な状況下にある子どもや保育士・保育教諭等への組織的な支援に取り組むとともに、継続した情報収集と共有が必要です。

これらのことをふまえ、私たちは、全国保育士会倫理綱領のもと、次のことに取り組みます。

- 一 私たちは、子ども主体の保育をとおして子どもの命を育み、学ぶ意欲を育てるとともに、保護者や地域の子育てを支えます。

- 一 私たちは、常に子どもの視点に立って、自らの保育について振り返り、より質の高い保育の実現に取り組むとともに、研修や実践研究等の自己研鑽をとおして、専門性の向上に努めます。
- 一 私たちは、子ども虐待や子どもの貧困等の社会問題に専門性を活かして対応し、関係機関との連携をとおして、一人ひとりの子どもの最善の利益の保障のために取り組みます。また、私たち自身が、「子どもを尊重する」ことや、「子どもの人権擁護」についてさらに意識を高めます。
- 一 私たちは、多職種との連携のもと、一人ひとりの子どもを尊重し、個別性に配慮した保育を展開していきます。
- 一 私たちは、大規模自然災害の発生等の状況下においても子どもの育ちを守る保育者に寄り添い、継続的に支援を実施していきます。

令和 5 年 10 月 19 日
第 56 回全国保育士会研究大会（静岡大会）